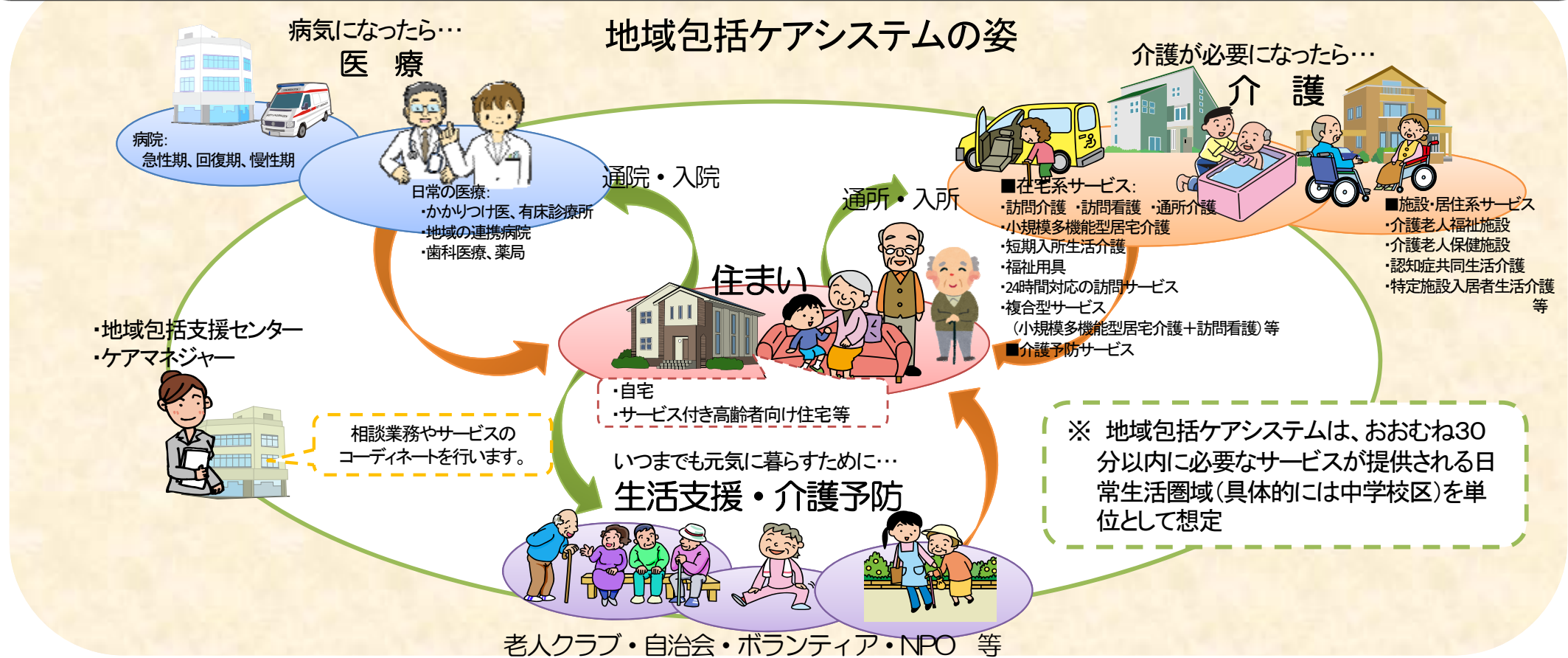


地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護保険法及び老人福祉法の特例

市町村が「生涯活躍のまち形成事業計画」に必要事項を記載した場合の特例を設け、介護サービス事業者の指定や有料老人ホームに係る届出の事務手続を簡素化。

介護保険法の特例

【現行】

- 介護サービス事業者が、指定を受ける事業所ごとに都道府県知事又は市町村長に対して個別に指定申請を行う必要がある。

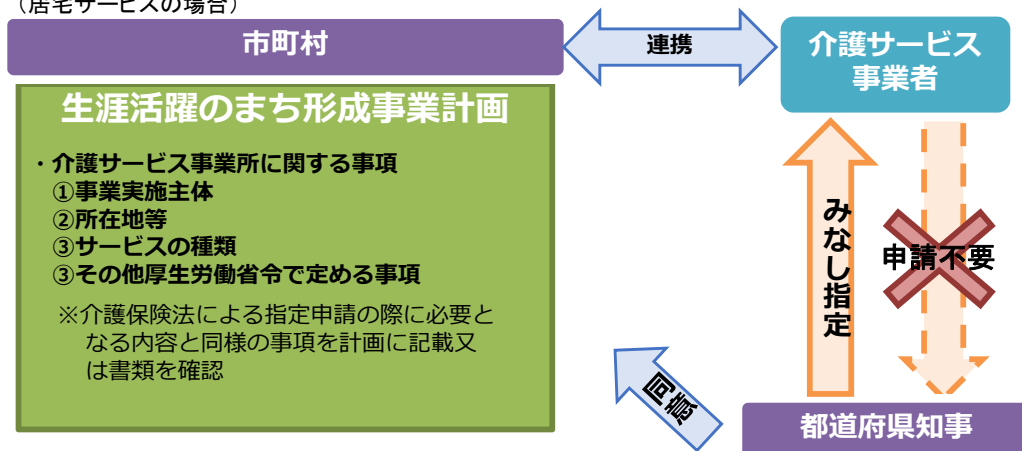


【特例】

- 市町村が、必要事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成した場合、介護サービス事業所の指定について、
 - ・ 都道府県知事が指定権者である居宅サービスの指定事業所について、都道府県知事の同意を得て、
 - ・ 市町村長が指定権者である地域密着型サービス(※)及び総合事業の指定事業所について、指定があったものとみなし、別途の指定申請手続を不要とする。

※ 地域密着型特養及び認知症グループホームを除く

(居宅サービスの場合)



老人福祉法の特例

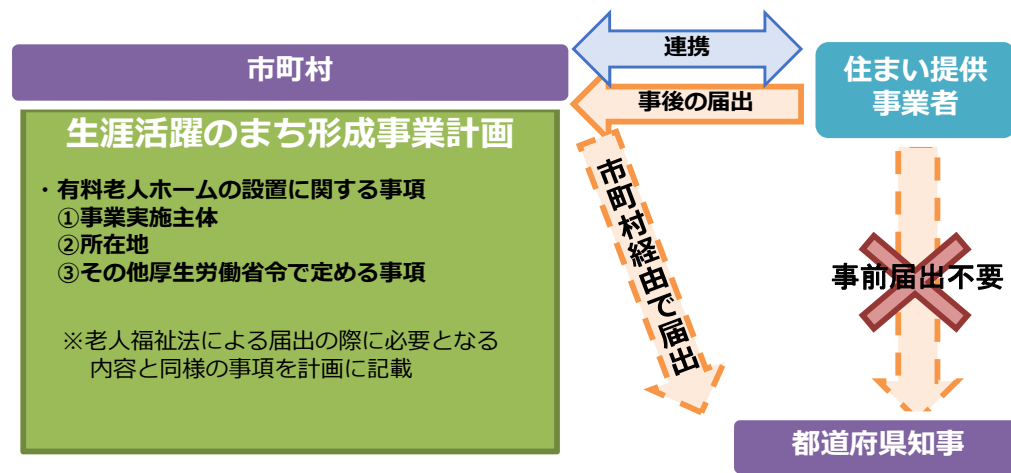
【現行】

- 有料老人ホームの事業を実施する場合、設置者は、都道府県知事に対して事前に届け出る必要がある。



【特例】

- 市町村が、必要事項を記載した「生涯活躍のまち形成事業計画」を作成した場合、有料老人ホームに係る届出について、
 - ・ 有料老人ホームの設置後1ヶ月以内に
 - ・ 市町村経由で都道府県知事に届け出れば足りることとする。



介護サービスの種類

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

- 福祉用具貸与

- 特定施設入居者生活介護

【通所サービス】

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護

◎施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

◎居宅介護支援

市町村が指定・監督を行うサービス

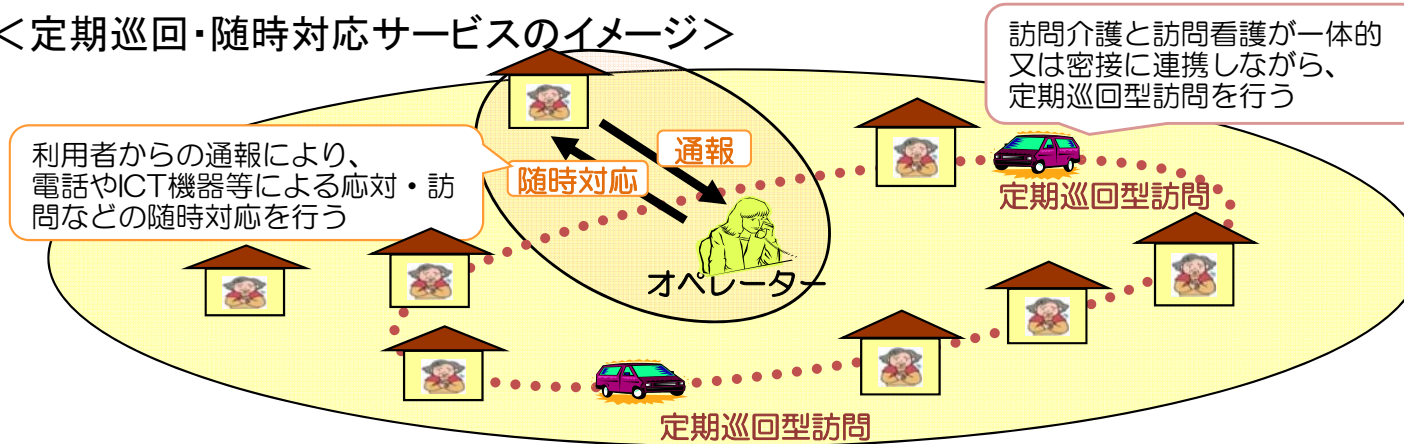
◎地域密着型介護サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの概要

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設(2012年4月)。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



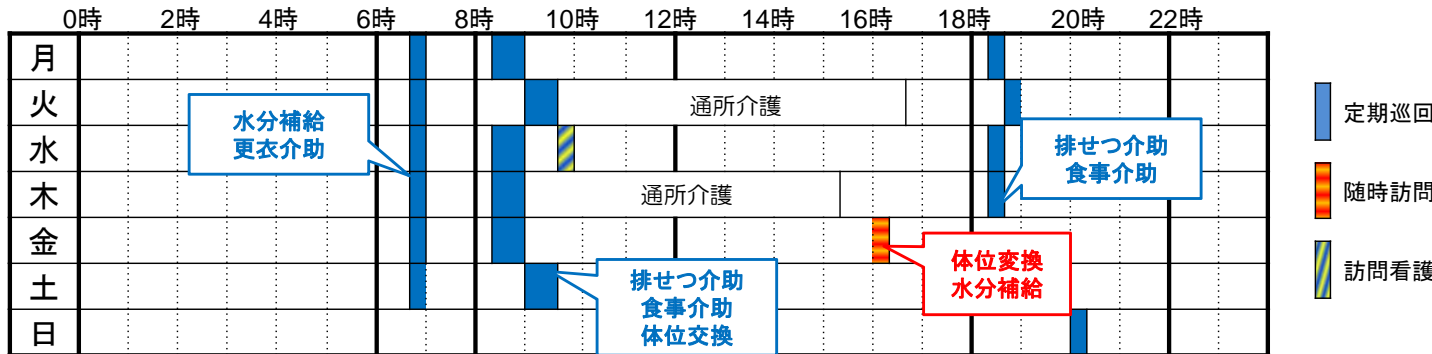
参入していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。(イメージが実態と大きく異なっていることが多い。)

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

<サービス提供の例>



- ・ **日中・夜間を通じて**サービスを受けることが可能
- ・ **訪問介護と訪問看護を一体的に**受けることが可能
- ・ 定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。



- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たす場合は最大18名）
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者 3人に1人
+ 訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で 2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

《設備》

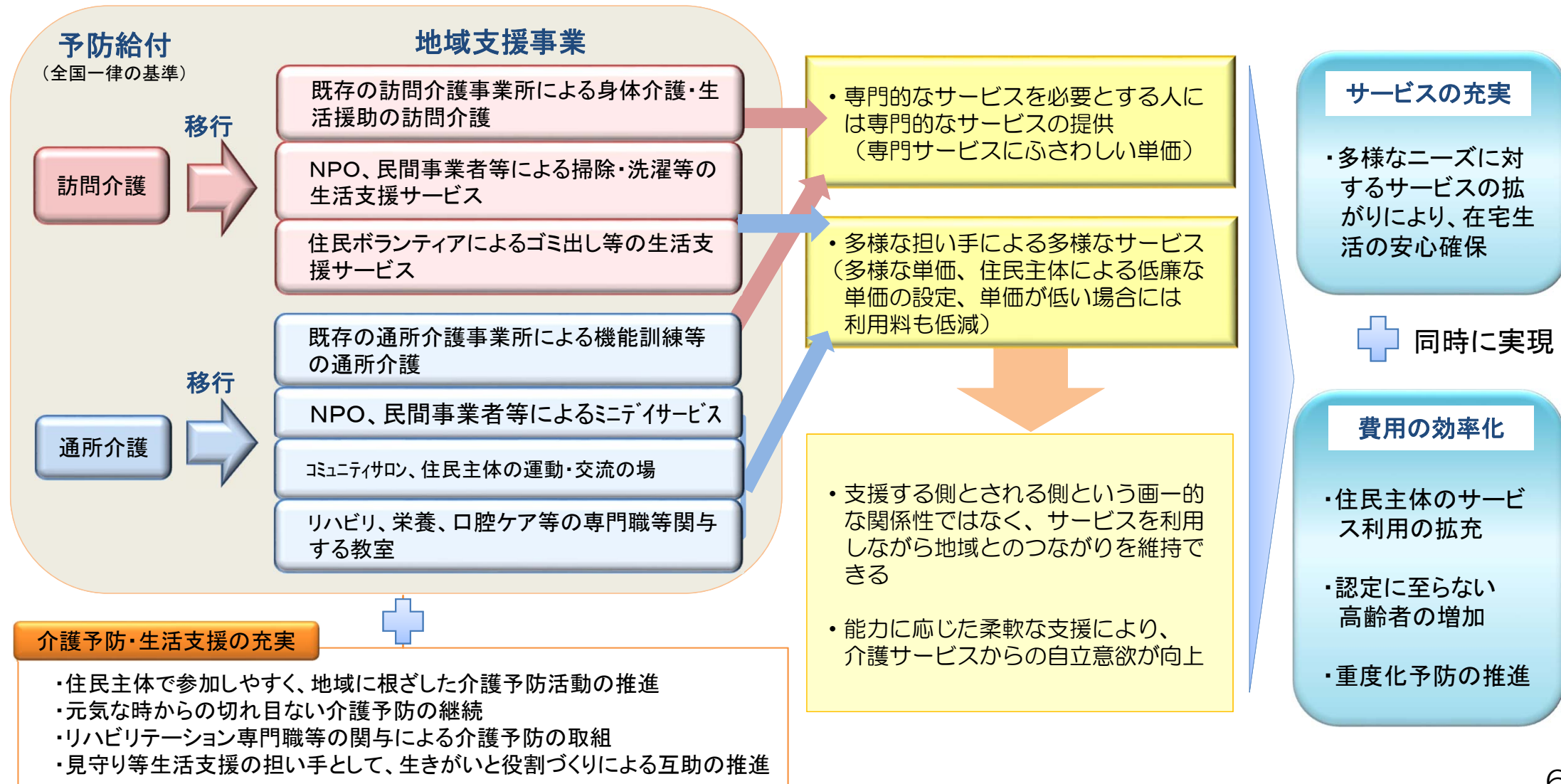
- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○ 要介護度別の月単位の定額報酬

総合事業と生活支援サービスの充実

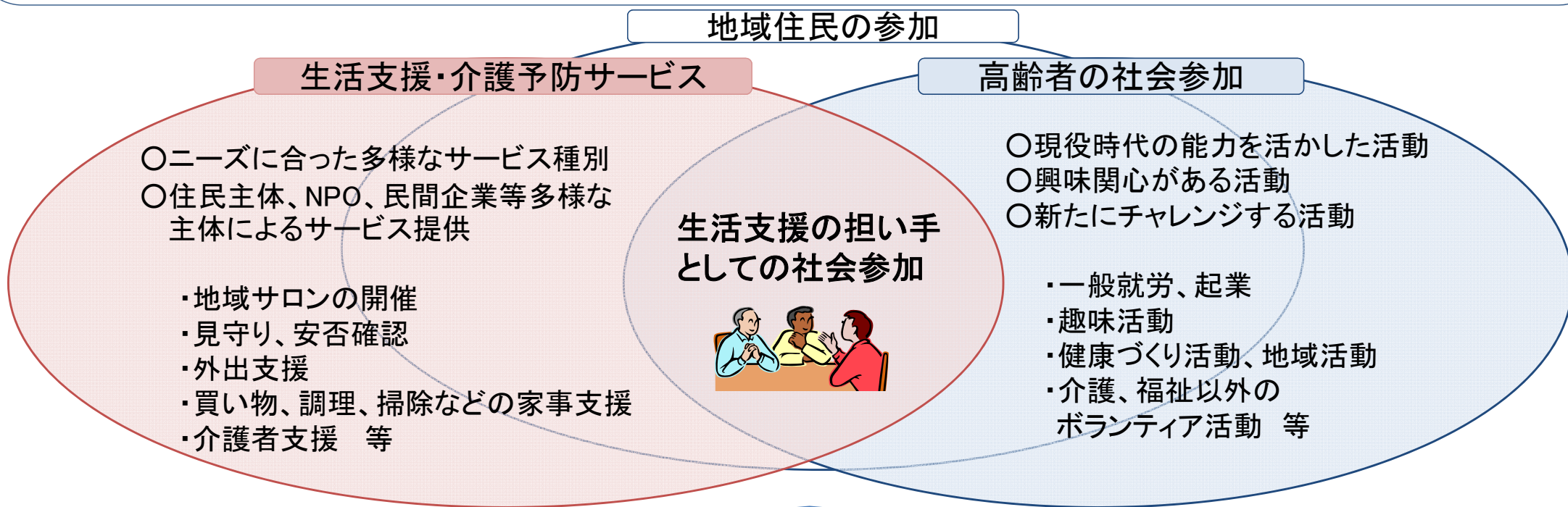
平成27年4月施行

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供
- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

地域住民の参加

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

訪問介護及び通所介護の移行後のイメージ(生駒市の例)

訪問介護

- 既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護
→市内26カ所
- NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス
→配食サービス、シルバー人材派遣、コープ助け合い 等
- 住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス
→生活支援ボランティア等の研修等を行いサービス提供者を養成予定

通所介護

- 既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護
→市内32カ所
- NPO、民間事業者等によるミニデイサービス
→パワーアップ教室(きらめき・延寿 版)・転倒予防教室 等
- コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場
→サロン、わくわく教室、地域型体操教室、公民館型体操教室、ひまわりの集い
脳のリハビリ教室、街かどデイハウス 等
- リハビリ・口腔ケア・栄養等の専門職等が関与する教室
→パワーアップ教室(幸楽 版)、訪問型事業等、膝・腰痛予防教室、尿失禁予防教室、骨粗鬆症予防教室 等

介護予防・生活支援サービス事業（生駒市の例）

【元気な高齢者が虚弱な高齢者を支える仕組み作り】
～多様なサービス～



①地域ケア会議（Ⅰ）



②パワーアップPLUS（訪問）



②パワーアップPLUS（通所）



③パワーアップ教室



④転倒予防教室



⑤会食サロン ひまわりの集い



⑥生活支援サービス